

東御市宿泊交流拠点整備運営事業

設計・工事監理業務委託契約書（案）

（令和8年1月16日 修正）

令和8年●月

東御市

設計・工事監理業務委託契約書

1 委託業務の名称 東御市宿泊交流拠点整備運営事業 設計・工事監理業務委託

2 履行期間

設計業務 令和 年 月 日から

日間

令和 年 月 日まで

工事監理業務 令和 年 月 日から

日間

令和 年 月 日まで

3 業務委託料 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

【委託金額の内訳】

設計業務 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

工事監理業務 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10
を乗じて得た額である。

4 契約保証金 添付契約約款第14条のとおり。

5 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、
別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約は仮契約として締結されるものではなく、締結時に本契約として有効なものとな
る。ただし、東御市宿泊交流拠点整備運営事業（以下「本事業」という。）に係る建設工事請負
契約の締結について、東御市議会の議決が得られないことが確定した場合には、本契約は失効す
る。なお、失効した場合の処理については発注者と受注者の協議によるものとする。]

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

発注者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者

印

受注者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者

印

第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、募集要項等（令和7年12月5日付東御市宿泊交流拠点整備運営事業 募集要項及びその添付資料（要求水準書、審査基準及び様式集を含む。）等の公募開始時に示した資料（その後、優先交渉権者決定までに公表されたそれらの修正及び質問への回答を含む。）をいう。以下同じ。）及び本件提案（優先交渉権者が令和●年●月●日付で提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として優先交渉権者が本契約締結日までに発注者に提出したその他一切の文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、募集要項等及び本件提案をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）のうち、設計業務に関しては、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その設計業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、業務のうち、工事監理業務に関しては、契約書記載の履行期間内に完了し、発注者は、その工事監理業務委託料を支払うものとする。
- 4 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第8条に定める受注者の設計業務管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の設計業務管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 5 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第13条に定める受注者の工事監理管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の工事監理管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 6 受注者は、この契約書若しくは募集要項等及び本件提案に特別の定めがある場合又は第4項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 7 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等及び本件提案に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この契約書及び募集要項等及び本件提案における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第66条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申し立てについては、長野地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該設計共同体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

15 受注者を構成する各企業は、この契約に基づく受注者の義務について連帯して責任を負う。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、原則として書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第2章 設計業務

(設計業務)

第3条 受注者は、募集要項等及び本件提案に従い、設計業務を実施するものとする。

(設計業務計画書等の提出)

第4条 受注者は、この契約締結後5日以内に募集要項等及び本件提案に基づいて設計業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の設計業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は募集要項等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して設計業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 設計業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

5 受注者は、設計業務の着手前に、設計業務着手届、管理技術者等選任通知書（設計経歴書を添付）、設計担当者届、事前調査実施計画書その他の設計業務の実施に必要な書類等を作成して発注者に提出するものとする。これらの書類を変更する場合も同様とする。

(事前調査業務等)

第5条 受注者は、募集要項等及び本件提案に従い、事前調査実施計画書に基づき、事前調査として各種測量調査を含む本件業務に関して必要となる各種調査を実施するとともに、関係機関との調整を行う。

2 受注者は、前項の調査が終了したときは、調査結果報告書を作成し、発注者と協議の上、発注者が定める時期（遅くとも基本設計業務の完了時）までに、発注者に提出しなければならない。

3 発注者と受注者は、設計業務に関する協議を定期的開催するものとする。

(設計業務の進捗状況の確認)

第6条 受注者は、発注者に対し、定期的に設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 発注者は、設計業務の進捗状況その他について、受注者に事前に通知した上で、随時、受注者に

対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

- 3 受注者は、前項に定める設計業務の進捗状況その他についての説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 4 発注者は、前各項に基づき受注者から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを受注者に伝え、又は意見を述べることができる。

(基本設計図書及び実施設計図書の提出)

第7条 受注者は、第4条第1項に規定する設計業務計画書において定められた基本設計図書の提出期限までに、基本設計に係る書類又は図面を作成し、基本設計図書（添付書類その他の附属書面を含む。以下同じ。）を発注者に提出するものとする。発注者は、基本設計図書の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を受注者に通知する。

2 受注者は、前条に基づく基本設計図書の発注者による確認が完了した場合には、設計業務計画書において定められた実施設計図書の提出期限までに、実施設計に係る書類又は図面を作成し、実施設計図書（添付書類その他の附属書面を含む。以下同じ。）を発注者に提出するものとする。発注者は、実施設計図書の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を受注者に通知する。

3 発注者は、前各項に基づき受注者から提出された基本設計図書及び実施設計図書が募集要項等及び本件提案の内容を逸脱していると判断する場合、受注者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。

なお、受注者は、発注者からの指摘により、又は自ら報告書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について発注者に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

4 設計業務に関して遅延が生じ、発注者又は受注者に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由（①発注者の指示又は請求（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②募集要項等の不備又は発注者による変更（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）及び③発注者による設計図書の変更（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、設計業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、発注者は、受注者と協議の上、合理的な期間成果物の引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、受注者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 不可抗力により設計業務に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合、各自の負担とし、詳細は協議による不可抗力により設計業務に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第38条の規定に従う。

(設計業務管理技術者)

第8条 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う設計業務管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。設計業務管理技術者を変更したときも同様とする。

2 設計業務管理技術者は、設計業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務に係

る業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限のうち設計業務に係るものを行行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計業務管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第3章 工事監理業務

(工事監理業務)

第9条 受注者は、募集要項等及び本件提案に基づき、工事監理業務として、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているか確認を行うものとする。

(工事監理業務計画書等の提出)

第10条 受注者は、この契約締結後14日以内に募集要項等及び本件提案に基づいて工事監理業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して前項の工事監理業務計画書の修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は募集要項等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工事監理業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 工事監理業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 受注者は、工事着手前に、工事監理業務計画書とともに、工事監理業務に係るその他の書類又は図面（工事監理業務着手届、工事監理業務体制届、管理技術者等選任通知書（経歴書を添付）を含む、）を発注者に提出しその承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た当該工事監理に係る書類又は図面を変更する場合は、当該変更後の書類を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

(工事監理業務の進捗状況の確認)

第11条 受注者は、発注者に対し、定期的に工事監理業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

- 2 発注者は、工事監理業務の進捗状況その他について、受注者に事前に通知した上で、随時、受注者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、前項に定める工事監理業務の進捗状況その他についての説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 4 発注者は、前各項に基づき受注者から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを受注者に伝え、又は意見を述べるることができる。

(工事監理業務完了時の業務)

第12条 受注者は、募集要項等及び本件提案に基づき、建築基準法第7条による建築物に関する完了

検査の申請とこれに伴う作業等を行うものとする。

- 2 受注者は、募集要項等及び本件提案に基づき、本工事の完成検査の2週間前までに、工事監理報告書及び要求水準確認書を発注者に提出し、建設業務について募集要項等及び本件提案が遵守されているかについて、説明及び報告を行わなければならない。

(工事監理業務管理技術者)

第13条 受注者は、工事監理業務の技術上の管理を行う工事監理管理技術者を定め、その氏名その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。工事監理管理技術者を変更したときも同様とする。

- 2 工事監理業務管理技術者は、工事監理業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、工事監理業務に係る業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限のうち工事監理業務に係るものを行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを工事監理管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第4章 共通事項

(契約の保証)

第14条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第61条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第15条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は特段の理由がある場合を除き、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第16条 受注者は、成果物（第48条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。なお、受注者は、著作者人格権を行使せず、また著作者をして行使させてはならないものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第17条 受注者は、業務の全部を一括して、又は募集要項等及び本件提案において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が募集要項等及び本件提案において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注

者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が募集要項等及び本件提案において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第18条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において募集要項等及び本件提案に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第19条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律125号）第2条第3項に定める登録意匠という。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（監督員）

第20条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等及び本件提案に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者（設計及び工事監理）に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び募集要項等及び本件提案の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者（設計及び工事監理）との協議
- (4) 業務の進捗の確認、募集要項等及び本件提案の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、募集要項等及び本件提案に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場

合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(地元関係者との交渉等)

第21条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第22条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者に対する措置請求)

第23条 発注者は、管理技術者（設計業務管理技術者及び工事監理業務管理技術者）若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第17条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第24条 受注者は、募集要項等及び本件提案に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第25条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等及び本件提案に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、募集要項等及び本件提案に定めるところにより、業務の完了、募集要項等及び本件提案の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(募集要項等及び本件提案と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第26条 受注者は、業務の内容が募集要項等及び本件提案又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第27条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 募集要項等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、募集要項等及び本件提案の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により募集要項等及び本件提案の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等の変更)

第28条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、募集要項等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、募集要項等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第29条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは

履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第30条 受注者は、募集要項等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき募集要項等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、募集要項等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により募集要項等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適切な履行期間の設定)

第31条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第32条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第33条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第34条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第32条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第35条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第35条の2 発注者又は受注者は、工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料金額から当該請求時の出来形部分に相應する業務委託料金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後業務委託料金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料金額に相應する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前業務委託料金額の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前業務委託料金額及び変動後業務委託料金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「本契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料金額の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、業務委託料金額の変更額については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第36条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第37条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（募集要項等及び本件提案に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第38条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（募集要項等及び本件提案に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える募集要項等の変更)

第39条 発注者は、この契約書の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第40条 受注者は、設計業務又は工事監理業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等及び本件提案に定めるところにより、設計業務又は工事監理業務の完了を確認するための検査を完了

し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第41条 受注者は、設計業務に関しては、前条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、設計業務委託料として、また、工事監理業務に関しては、前条第2項の検査に合格し、前条第3項に基づき成果物を発注者に提出したときは、工事監理業務委託料として、それぞれ、発注者に業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

- 年度 円
- 年度 円

(2) 工事監理業務

- 年度 円
- 年度 円
- 年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

(1) 設計業務

- 年度 円
- 年度 円

(2) 工事監理業務

- 年度 円
- 年度 円
- 年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定

額を変更することができる。この場合、発注者は受注者に通知しなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第43条 発注者は、第40条第3項若しくは第4項又は第48条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分払)

第44条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

〔注〕部分払の対象とすべき工場製品がないときは、〔 〕の部分削除する。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(保証契約の変更)

第45条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその

旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

~~（前払金の使用等）~~

~~第46条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。~~

~~（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）~~

~~第47条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第44条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。~~

~~2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第44条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。~~

~~3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第44条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（●●円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。~~

~~4 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第44条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。~~

~~5 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第45条第3項の規定を準用する。~~

（部分引渡し）

第48条 成果物について、発注者が募集要項等及び本件提案において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第40条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第41条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第40条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第41条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第41条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注

者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第40条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(第三者による代理受領)

第49条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第41条(第46条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

~~(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)~~

~~第50条 受注者は、発注者が第43条又は第48条において準用される第41条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。~~

~~2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。~~

(契約不適合責任)

第51条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第52条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第53条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第15条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第15条第1項の規定に違反して業務委託債権を譲渡したとき。
- (2) 第15条第4項の規定に違反してこの契約の履行以外に業務委託料請求権の譲渡により受けた資金を使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果物の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第56条又は第57条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- (10) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (11) 発注者により、令和●年●月●日付けで発注者と受注者等との間で締結された東御市宿泊交流拠点整備運営事業基本契約が解除されたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第55条 第53条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第56条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第57条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第28条の規定により募集要項等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第29条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（工期の10分の5が6月を超えたときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第58条 第56条又は第57条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第59条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第48条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第48条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下この条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第60条 第53条及び第54条の規定により、この契約が解除された場合において、第45条の規定による前払金があったときは、受注者は、第53条及び第54条並びに第61条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第46条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第52条又は第56条、第57条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第45条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第46条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第53条及び第54条並びに第61条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第52条又は第56条、第57条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第53条及び第54条並びに第61条第3項の規定によるときは発注者が定め、第52条又は第56条、第57条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第61条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第53条又は第54条の規定により、成果物の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第53条又は第54条の規定により成果物の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引き渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第54条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第14条第2項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第62条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第56条又は第57条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第41条第2項（第48条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第63条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第40条第4項又は第5項（第48条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた場合は、その引渡しの日から2年（実施設計図書についてはその引渡しの日から実施設計図書に係る建築物の工事完成後2年、第48条第1項又は第2項の部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年）以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が募集要項等及び本件提案の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第64条 受注者は、募集要項等及び本件提案に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第65条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第66条 この契約書の各条項において発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、調停人の選定によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とは協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とはそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第23条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項の調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第67条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第68条 受注者は、この契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（その他）

第69条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

建築士法第22条の3の3に定める記載事項等

対象となる建築物の概要	要求水準書等及び本件提案のとおり
業務の種類、内容及び方法	要求水準書等及び本件提案のとおり

作成する設計図書の種類	要求水準書等及び本件提案のとおり
-------------	------------------

工事と設計図書との照合の方法及び工事 監理の実施の状況に関する報告の方法	
---	--

設計業務に従事することとなる建築士・ 建築設備士	工事監理業務に従事することとなる建築士・ 建築設備士
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】	【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】	【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】
建築設備の設計に関し意見を聴く者 【氏名】： 【資格】：() 設備士 () 建築士 【登録番号】	建築設備の工事監理に関し意見を聴く者 【氏名】： 【資格】：() 設備士 () 建築士 【登録番号】

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

